



ご存じですか？ ～交通事故や暴力などで被害に遭われたとき～ 健康保険で治療する場合、東芝健保への「連絡」と「届け出」が必要です

レセプト管理センター
(給付担当)

045(477)1810
Knp-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

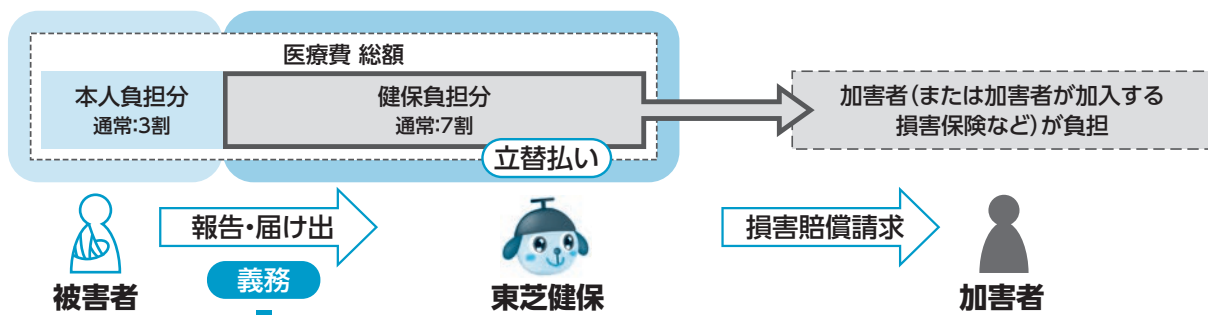
自動車や自転車事故、他人の過失や暴力による負傷など、第三者(加害者)の行為が原因でけがをしたときは、その医療費や休業補償などは加害者が負担すべきものです。

しかし、加害者との話し合いが長引いたり、加害者に支払い能力がない場合もあります。

そこで、加害者からの賠償に先立って、健康保険証を使った治療を受けることが認められています。

健康保険証を使って治療を受ける(受けた)とき…

▶▶▶ 治療費用の健保負担分(7割)は、東芝健保が立替払い後、加害者に請求します。



東芝健保への報告・届け出

東芝健保への速やかな事故状況などの『報告』と、『第三者行為による傷病届』の提出が、被保険者に義務づけられています。

どんなに小さな事故でも、必ず当健保にご連絡ください。

報告・届け出をせず示談にすると…

健保は加害者に健保負担分の請求ができなくなるため、その範囲は本人が負担することになってしまいます。このような、不測の損害(本人負担)を避けるために、示談する場合は、必ず事前に当健保にご連絡ください。

けがでの受診時、健康保険証の使用の可否について確認するよう病院から案内される場合があります。

第三者行為によるけがの報告・届け出など、ご連絡は速やかに上記の担当までお願いします。

事故の被害者になったときには…

1. 警察に届ける

- 交通事故の場合は交通事故証明書(自動車安全運転センターが発行)を取得する

2. 相手を確かめる

- 加害者の住所・氏名・電話番号・免許証番号
- 車のナンバー・色・型・名称
- 営業用の自動車なら会社の名前
- 保険加入会社名(自賠責・任意)・加入証番号
- 車検証と車の持ち主

3. 現場の状況を確認する

- 相手との位置関係、事故地点、相手の動き(車の操作など)を整理し、見取り図を作る
- 目撃者の証言をもらい、住所・氏名を確認する

4. 健康保険を使うときは、速やかに東芝健保に連絡し、届け出書を提出する

- 「第三者行為による傷病届」を提出する
- 届け出書類には、「交通事故証明書の原本」と「診断書の写し」を添付する

「第三者行為による傷病届」は、東芝健保ホームページ「けんぽNET」トップページ [申請書類一覧](#) より入手できます。

なお、この届け出においては、任意保険の損保会社が書類の作成・提出をサポートしていることがあり、このときの届け出は、全国の損保会社で統一の様式が使用されます。